小児用医薬品:規則および他の影響を及ぼす要因

小児用医薬品の開発に適用される規制

EUでは、単独の法律が小児用医薬品の開発と小児に用いられる医薬品の認可に適用されます。EU 規則 (EC) no.

1901/20061

および (EC) no. 1902/20062

では、小児を医薬品開発の初期の段階で参加させるよう求めて
います。医薬品の効果に対する理解が進み始めた、ヒトを対象とする最初の試験が完了した時点において、小児調査計画 (PIP) の提出が義務付けられています。また、法律では、この義務を遵守して PIP を期限内に提出した者にインセンティブが付与されます。

米国では、2 つの法律が小児用医薬品の開発に適用されます。1 番目の法律は Pediatric Research Equity Act (PREA) (2003) で、多くの事例において小児計画が義務付けられ、小児の評価への合意を求めています。対象は以下のとおりです。

すべての年齢層
生物学的医薬品および
希少疾病

PREA では、小児の評価を成人と同じ疾病または症状の治療に適用するよう求めています。免除および延期を要求できますが、承認申請を米国食品医薬品局 (FDA) に提出する前に合意する必要があることを言明しています。

2 番目の法律は小児最良医薬品法 (BPCA) (2007) で、任意選択ですが、BPCA の手続きを完了するとインセンティブが付与されます。ジェネリック医薬品の市場への投入が禁止される期間が、当該医薬品に限り 6 か月延長されます (Voluntary Paediatric Exclusivity (PE)) 。手続きの結果、FDA に書面によるリクエストが行われ、小児試験が始まる前に合意がなされる必要があります。企業が合意すると、法的拘束力が生じます。Voluntary Paediatric Exclusivity (PE) に関する法律により、書面によるリクエストに従って小児試験を完了した者に対し、インセンティブが付与されます。生物学的医薬品は除外されます。

すべての米国の法律は有効期限が定められており、有効期間満了時に米国議会による再承認が必要です。PE 法は FDA Safety & Innovation Act (FDASIA) として 2002 年に再承認されました。FDASIA では、通常は臨床開発の第 II 相が完了する頃に、FDA と早期小児検討を行うことが義務付けられています。

EU、米国、日本以外では小児に関する法規制は存在しませんが、将来はこの状況が変わるかもしれません。上記のように法律はありませんが、一部の市場では市販承認に現地の小児データが必要となります。

このような法律のため、小児を考慮することなく医薬品開発を行うことは現在では不可能です。これにより、小児の開発は成人開発と併せて行われることが多くなり、結果として小児の開発は増加の一途をたどっています。このため、より多くの医薬品が小児用に開発されています。

EU□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□EU□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

EU□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

	□□	**EU**
□□□□□	2 □□□□□□□□□□□□: Pediatric Research Equity Act (PREA) (□□) □□□□□□□□□□ (BPCA) (□□□□□□□□□□)	□□□□□□□□□: □□□□□□□□□□□□□□□□ (1901/2006)
□□□□□□□□□	16 □□□□	18 □□□□
□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□